

## 介護職員等特定処遇改善計画書 (令和元年度届出用)

事業所等情報

介護保険事業所番号 1990900035

事業者・開設者	フリガナ 名称	シャカイフクシホウジン サンセイフクシカイ 社会福祉法人 燦生福祉会			
主たる事務所の所在地	〒407-0014 都・道 山梨 府 (県)	韮崎市富士見二丁目15-27			
	電話番号	0551-30-2211	FAX番号	0551-30-2212	
事業所等の名称	フリガナ 名称	フルリールニラサキ フルリールにらさき		提供するサービス	地域密着型介護老人福祉施設 短期入所生活介護事業所 小規模多機能型居宅介護事業所
	事業所の所在地	〒407-0014 都・道 山梨 府 (県)	韮崎市富士見二丁目15-27		
	電話番号	0551-30-2211	FAX番号	0551-30-2212	
複数の事業所ごとに一括して提出する場合の一括して提出する事業所数 特定加算 ( I ) ( ) 事業所 ※この場合、事業所等情報については、「別紙一覧表による」と記載すること。 特定加算 ( II ) ( 2 ) 事業所					

(1) 賃金改善計画について (本計画に記載された金額については見込みの額であり、

申請時以降の運営状況 (利用者数等)、人員配置状況 (職員数等) その他の事由により変動があり得るものである。)

①	算定する加算の区分	介護職員等特定処遇改善加算 ( II )			
②	現行の処遇改善加算の取得状況	介護職員処遇改善加算 ( I )			
③	サービス提供体制強化加算等の取得状況 (取得している場合には種別を記入)	取得有 ( 加算 II )			
④	介護職員等特定処遇改善加算算定対象月	2019 年 10 月 ~ 2020 年 3 月			
⑤	令和元年度介護職員等特定処遇改善加算の見込額	1,505,000		円	
⑥	賃金改善の見込額 ( i - ii )	1,506,000		円	
	i) 加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額 (見込額)	47,195,000		円	
	ii) 初めて加算を取得する (した) 月の前年度の賃金の総額	45,689,000		円	
⑦	経験・技能のある介護職員 ( ① ) における平均賃金改善額 ( ( iii - iv ) / v )	187,000		円・ 1 人	
	iii) 加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額 (見込額)	8,791,000		円	
	iv) 初めて加算を取得する (した) 月の前年度の賃金の総額	8,043,000		円	
	v) 当該事務所における経験・技能のある介護職員の人数	4		人	
	【そのうち、月額8万円の改善又は改善後の賃金が年額440万円以上となる者 (見込数)	2		人	
⑧	他の介護職員 ( ② ) における平均賃金改善額 ( ( vi - vii ) / viii )	60,000		円・ 1 人	
	vi) 加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額 (見込額)	9,418,000		円	
	vii) 初めて加算を取得する (した) 月の前年度の賃金の総額	9,058,000		円	
	viii) 当該事務所における他の介護職員の人数	6		人	
⑨	その他の職種 ( ③ ) 平均賃金改善額 ( ( ix - x ) / xi )	17,380		円・ 1 人	
	ix) 加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額 (見込額)	28,986,000		円	
	x) 初めて加算を取得する (した) 月の前年度の賃金の総額	28,588,000		円	
	xi) 当該事業所におけるその他の職種の人数	22.9		人	
	【そのうち、改善後の賃金が最も高額な者の賃金 (見込額)	1,718,500		円	
⑩	賃金改善実施期間	令和 2 年 1 月 ~ 令和 2 年 6 月			
※原則10月～翌年3月までの連続する期間を記入すること。なお、当該期間の月数は加算の対象月数を超えてはならない。					
⑪	賃金改善を行う賃金項目及び方法 (賃金改善を行う賃金項目 (増額若しくは新設した又はする予定である給与の項目の種類 (基本給、手当、賞与等) 等)、賃金改善の実施時期や対象職員、一人当たりの平均賃金改善見込額について、可能な限り具体的に記載すること。なお①の「経験・技能のある介護職員」の基準設定の考え方については必ず記載すること。	賃金改善を行う賃金項目及び方法	特定処遇改善手当として支給		
		賃金改善の実施時期	令和2年1月～6月に支給		
		対象職員	管理職以外の職員		
		一人当たりの平均賃金改善見込額	7,624円/月		
「経験・技能のある介護職員」の基準設定の考え方 介護福祉士資格を有し、介護職員として10年以上の経験又は、指導的な職務に付いている職員。					

## 介護職員等特定処遇改善計画書 (令和元年度届出用)

事業所等情報

介護保険事業所番号	1991900083
-----------	------------

事業者・開設者	フリガナ 名 称	シャカイフクシホウジン サンセイフクシカイ 社会福祉法人 燦生福祉会			
主たる事務所の所在地	〒407-0014 都・道 山梨 府・ <b>県</b>	韮崎市富士見二丁目15-27			
	電話番号	0551-30-2211	FAX番号	0551-30-2212	
事業所等の名称	フリガナ 名 称	フルリールカイ フルリール甲斐		提供するサービス	地域密着型介護老人福祉施設 短期入所生活介護事業所
	事業所の所在地	〒400-0115 都・道 山梨 府・ <b>県</b>	甲斐市篠原842-1		
	電話番号	055-260-6800	FAX番号	055-260-6801	
複数の事業所ごとに一括して提出する場合の一括して提出する事業所数 特定加算 ( I ) ( ) 事業所 ※この場合、事業所等情報については、「別紙一覧表による」と記載すること。 特定加算 ( II ) ( 2 ) 事業所					

(1) 賃金改善計画について (本計画に記載された金額については見込みの額であり、申請時以降の運営状況 (利用者数等)、人員配置状況 (職員数等) その他の事由により変動があり得るものである。)

①	算定する加算の区分	介護職員等特定処遇改善加算 ( II )				
②	現行の処遇改善加算の取得状況	介護職員処遇改善加算 ( I )				
③	サービス提供体制強化加算等の取得状況 (取得している場合には種別を記入)	取得有 ( 加算 II )				
④	介護職員等特定処遇改善加算算定対象月	2019 年 10 月 ~ 2020 年 3 月				
⑤	令和元年度介護職員等特定処遇改善加算の見込額	1,367,000		円		
⑥	賃金改善の見込額 ( i - ii )	1,368,000		円		
	i) 加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額 (見込額)	43,181,000		円		
	ii) 初めて加算を取得する (した) 月の前年度の賃金の総額	41,813,000		円		
⑦	経験・技能のある介護職員 ( ㉑ ) における平均賃金改善額 ( iii - iv ) / v )	144,000		円・ 1 人		
	iii) 加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額 (見込額)	4,766,000		円		
	iv) 初めて加算を取得する (した) 月の前年度の賃金の総額	4,478,000		円		
	v) 当該事務所における経験・技能のある介護職員の人数	2		人		
	【そのうち、月額8万円の改善又は改善後の賃金が年額440万円以上となる者 (見込数)		2		人】	
	⑧ 他の介護職員 ( ㉒ ) における平均賃金改善額 ( vi - vii ) / viii )		72,000		円・ 1 人	
⑨	vi) 加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額 (見込額)	6,977,000		円		
	vii) 初めて加算を取得する (した) 月の前年度の賃金の総額	6,689,000		円		
	viii) 当該事務所における他の介護職員の人数	4		人		
	⑨ その他の職種 ( ㉓ ) 平均賃金改善額 ( ix - x ) / xi )	36,000		円・ 1 人		
	ix) 加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額 (見込額)	31,438,000		円		
x) 初めて加算を取得する (した) 月の前年度の賃金の総額	30,646,000		円			
xi) 当該事業所におけるその他の職種の人数	22		人			
【そのうち、改善後の賃金が最も高額な者の賃金 (見込額)		1,724,000		円】		
⑩	賃金改善実施期間	令和 2 年 1 月 ~ 令和 2 年 6 月				
※原則10月～翌年3月までの連続する期間を記入すること。なお、当該期間の月数は加算の対象月数を超えてはならない。						
⑪	賃金改善を行う賃金項目及び方法 (賃金改善を行う賃金項目 (増額若しくは新設した又はする予定である給与の項目の種類 (基本給、手当、賞与等) 等)、賃金改善の実施時期や対象職員、一人当たりの平均賃金改善見込額について、可能な限り具体的に記載すること。なお ㉑ の「経験・技能のある介護職員」の基準設定の考え方については必ず記載すること。	賃金改善を行う賃金項目及び方法	特定処遇改善手当として支給			
		賃金改善の実施時期	令和2年1月～6月に支給			
		対象職員	管理職以外の職員			
		一人当たりの平均賃金改善見込額	8,143円/月			
		「経験・技能のある介護職員」の基準設定の考え方	介護福祉士資格を有し、介護職員として10年以上の経験又は、指導的な職務に付いている職員。			